

久留米広域合併協議会

第9回会議録

於 久留米商工会館 5階大ホール

平成15年9月20日(土)

# 久留米広域合併協議会第9回会議録

平成15年9月20日(土)

13時00分開会

久留米商工会館5階大ホール

## ○出席委員(30名)

### 久留米市

江藤守國 会長  
川地東洋男 委員  
十中大雅 委員  
前川博 委員  
古賀喜美子 委員

### 田主丸町

長淵勇 委員  
別府好幸 委員  
古賀正邦 委員  
清水公子 委員  
松下幸嗣 委員  
三浦俊明 委員

### 北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)  
檜原政則 委員  
深町英俊 委員  
田中和義 委員  
谷口邦博 委員  
益永工三子 委員  
澤水正義 委員

### 城島町

佐藤利幸 委員(副会長)  
宮田康敏 委員  
中島昌明 委員  
今村新 委員  
中島宏輔 委員  
平田正 委員  
市川範子 委員

### 三瀨町

砂山惣吉 委員(副会長)  
内田満 委員  
毛利正光 委員  
田中義一 委員  
寺島廣記 委員  
富松章子 委員

---

## ○欠席委員(4名)

### 久留米市

今村信義 委員  
岩辺康平 委員

### 田主丸町

馬田博 委員(副会長)

### 三瀨町

富松茂治 委員

# 久留米広域合併協議会（第9回）次第

開催日時：平成15年9月20日(土)  
13時00分～

場 所：久留米商工会館5階大ホール

## 1. 開 会

## 2. 報告事項

- (1) 報告第14号 第8回協議会以降の協議会活動について

## 3. 協議事項

- (1) 第14号議案 合併の方式について
- (2) 協 議 新市の名称について
- (3) 協 議 新市の事務所の位置について
- (4) 協 議 町名・字名の取扱いについて
- (5) 第15号議案 地方税の取扱いについて
- (6) 第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
- (7) 協 議 新市建設計画について
- (8) 第17号議案 地域審議会の取扱いについて
- (9) 第18号議案 農林水産業関係事業の取扱いについて
- (10) 第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて

## 4. その 他

## 5. 閉 会

## 久留米広域合併協議会 （第9回）

（午後1時00分 開会）

議長（江藤守國君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、久留米広域合併協議会第9回会議を開催させていただきます。本日の会議におきましては、式次第に書かれておりますとおり、合併の方式について、新市の名称について、新市の事務所の位置について、町名・字名の取扱いについて、地方税の取扱いについて、情報公開に関する取扱いについて、新市建設計画について、地域審議会の取扱いについてのご協議、さらに農林水産関係事業の取扱いについてと商工・観光関係事業の取扱いにつきましては、今回新たに提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ここで会議録署名委員の指名をさせていただきます。

本日は、田主丸町の古賀正邦委員さん、北野町の深町英俊委員さんをお願いしたいと存じます。後日、会議録が調製できましたら、よろしくお願いたします。

本日の会議の傍聴についてお知らせいたします。

定員12名に対し先着順により5名の傍聴を許可いたしております。

それでは委員の皆さんの出席状況について事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員34名中、現時点で29名の方がご出席でございます。定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長（江藤守國君） それでは次に、資料の確認をさせていただきます。

次第、それから席次表、第9回会議議案等、合併の方式についての議案、それから新市建設計画の第2章第5節地区整備の基本方針、第6章財政計画の6つでございます。報告書を入れますと7つでございますが、お手元でございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

それでは早速議事に入ります。

報告事項、報告第14号 第8回協議会以降の協議会活動について、事務局より報告をお願いします。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

お手元の広域合併協議会（第9回）議案の第1ページ、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第14号

#### 第8回協議会以降の協議会活動について

第8回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成15年9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

2ページをお願いいたします。

会議といたしまして9月12日に、第9回の幹事会を開催いたしました。本日提出の第9回関係の議案並びに本日の開催要領等を審議いただいたところでございます。

次に、専門部会、分科会活動についてでございます。

8月29日 総合調整部会、財政調整ワーキンググループ以下、9月11日の都市産業部会まで3部会、4分科会、11ワーキンググループの開催をしたところでございます。現在の状況でございますが、一部を除きまして、分科会レベルにおける調整案について、引き続き部会における調整・確認作業が行われております。

事務事業の調整方針案の確認が行われた部会におきましては、合併協定項目ごとの調整方針案の作成を行っておりまして、本日第9回協議会に提案する合併協定項目に関し、都市産業部会が開催されたところでございます。

また、システムワーキンググループでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っているところでございます。

事務事業の調整状況につきましては、1,444項目の事務事業がございまして、このうち部会において合意を見たところが1,295、それから現在調整中のものが149ございます。この調整中の大半のものは、合併の方式等、合併協定項目がまだ決まっていない、あるいは一部事務組合の調整の関係でその方針がまだ出せないというような、前提条

件が未整備というものでございます。今後、それらの前提条件が整備され次第、分科会における調整案が出されるということで、現在準備中でございます。

以上、簡単でございますが、第8回協議会以降の協議会活動についてのご報告とさせていただきます。

議長（江藤守國君） 事務局から第8回協議会以降の活動について報告をいたしました。委員の皆様から何かご質問等ございましたらお願いいたします。

なお、ご発言に際しましては、市・町名並びにお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは報告事項を終わります。

次の協議事項に入ります前に、合併の方式についての議案を今回提案させていただいておりますが、この提案に至りました経緯について私から報告をさせていただきます。

合併の方式につきましては、前々回第7回協議会におきまして正副会長にその取扱いを一任していただき、正副会長で調整を行った上で、その結果をご報告し、議案として提案することとなっております。

第8回会議を控えました9月2日に正副会長で会議を開催いたしまして、合併の方式の協議をいたしました。そのときは結論が出ませんでしたので、第8回会議では提案を保留させていただいたことは、前回ご報告をさせていただいたとおりでございます。

その後、本日、正副会長会議を開催いたしまして、北野町長さんから、内容的に実質対等の合併ということで進んでおると、そういうことで、法形式上は編入でやむを得ないというご意向をいただきましたので、1市4町の首長会議では、そういうことで合意を得ることができました。その内容を今皆さん方のお手元に書面で整理をいたしておりますので、これに基づきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

久留米広域合併協議会正副会長協議結果報告（合併の方式について）でございます。

久留米広域合併協議会の正副会長であります1市4町の首長で、「合併の方式」につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

正副会長会議では、まず久留米広域 1 市 4 町の合併で重要なのは、「それぞれの市・町が対等の立場でお互いを尊重し合いながら協議し、新市域が一体となった発展を目指す視点に立った合併を実現することである」との共通認識を行ったところでございます。

その上で、「合併の方式」につきましては、今日までの合併協議会へ提出された資料並びに委員から出されました意見などを踏まえ、以下のように意見をまとめたところであります。

1．久留米広域 1 市 4 町の合併にあたって、法律によりその取扱いが定められている事項の扱いについては、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の久留米市への編入合併とする。

2．合併の条件など任意にその取扱いを決めることができる事項については、新市運営の基本となる「新市建設計画」がそれぞれの地域の特徴を生かし、また新たな視点に立ち対等の立場で検討・構築した都市づくりであること。さらには、合併調整項目に対するこれまでの検討経緯とその内容などを踏まえ、1 市 4 町の対等合併として取り扱う。

以上のとおり、私どもは久留米広域 1 市 4 町の合併の取り組みは正しく対等な合併になっていると確信しております。合併の方式は、法制度上、「新設合併」か「編入合併」かの二方式の中からの選択しかないわけであります。

このため、法制度上の方式は、「編入合併」となりますが、今回の久留米広域合併の実体を表すため、あえて、久留米広域方式として「編入対等方式」ということで、今回の合併の取り組みを整理し、別紙のとおり議案として提案することとします。

このことにより、今回の合併の内容を明らかにするとともに、今後とも、「対等」を基本理念として 1 市 4 町が協議を進めることを確認するところであります。

ということで、今日、1 市 4 町の首長で確認の上、署名をいたしまして、それを皆さん方に差し上げているところでございます。

そういうことで今回、今日議案を提案させていただいております。

それでは第 14 号議案 合併の方式についてを議題といたします。

事務局から提案をお願いします。

事務局（池松） 事務局調整班の池松でございます。

第 14 号議案を見ていただきたいと思います。

第14号議案

合併の方式について

合併の方式について、別紙のとおり承認を求める。

平成15年9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江藤守國

次のページの別紙を見ていただきたいと思います。

協定項目番号 1番

協定項目名 合併の方式

調整内容といたしまして、合併の方式は、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潯郡城島町、及び同郡三潯町を廃し、その区域を久留米市に編入する編入合併とする。

以上のように、法制度上の方式は「編入合併」となるが、実質的な面では「対等の立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）で行う。

以上でございます。

議長（江藤守國君） それでは委員の皆さんからご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは第14号議案 合併の方式については、原案のとおり承認することで決定したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは、そういうことで決定をさせていただきます。

続きまして、合併の方式を踏まえてセットで協議することになっておりました新市の名称について、新市の事務所の位置についての基本項目について協議を行いたいと思います。また、町名・字名の取扱いにつきましては、新市の名称の合意が得られました後に協議をお願いしたいと思います。



それではまず協議、新市の名称について、新市の事務所の位置についてを議題といたします。

これらの件につきましては、各市・町で協議がなされているとお伺いしておりますので、一括して各市・町のご意見をお伺いしたいと思います。

それではまず最初に、田主丸町からご意見をお願いいたします。

委員（長淵 勇君） 田主丸町の長淵でございます。

新市の名称につきましては、合併方式が編入ということでございますので、「久留米市」にすることに合意を得たところでございます。以上です。

議長（江藤守國君） よかったら、事務所の位置もあわせてお願いします。

委員（長淵 勇君） 事務所の位置については、現在の久留米市庁舎を使わせていただきたいと思っております。

議長（江藤守國君） はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、北野町のご意見をお願いいたします。

北野町さん、お願いします。

委員（榎原政則君） 北野町の榎原でございます。

名称につきましては、「久留米市」で結構でございます。

事務所の位置につきましては、現在の事務所の位置で、これに同意いたします。以上です。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、城島町のご意見をお願いいたします。

委員（宮田康敏君） 城島町の宮田でございます。

合併の方式を編入合併で合意となった場合を想定しまして、新市の名称、新市の事務所の位置の取扱いを城島町の委員で事前に協議をしておりましたので、その結果を委員を代表して発表いたします。

新市の名称は「久留米市」、事務所の位置は、現在の久留米市役所の位置ということで確認をしております。以上です。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

それでは続きまして、三瀨町からご意見をお願いいたします。

委員（内田 満君） 三瀨町の内田でございます。

ご承知のように、合併方式が決定をいたしましたので、新市の名称につきましては「久留米市」、事務所の位置につきましては現久留米市の庁舎内ということで、委員意見一致を見たところでございます。以上です。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

それでは最後に、久留米市からご意見をお願いします。

委員（川地東洋男君） 久留米市の川地でございます。

ただいま大変皆さん方のいろいろな問題点を克服しながら、編入合併で満場一致、決定していただきまして、大変ありがとうございます。

久留米市といたしましては、非常にそういう中で申し訳ございませんけれども、「久留米市」という名称で、現庁舎を使用するというので、どうぞ皆さん方のご同意をいただきたいと思うところでございます。

議長（江藤守國君） どうもありがとうございました。

それでは新市の名称につきましては、1市4町すべて「久留米市」とのことでございます。

また、新市の事務所の位置につきましても、1市4町とも現在の久留米市の庁舎というご意見でございました。

それでは新市の名称につきましては「久留米市」、新市の事務所の位置につきましては現在の久留米市庁舎ということでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは新市の名称につきましては「久留米市」、新市の事務所の位置につきましては現在の久留米市庁舎とすることといたします。

なお、ただいまの合意に基づきまして文言を整理いたしまして、議案として次回の本法定協議会に提案をさせていただきます。

新市の名称につきましてご同意いただきましたので、協議 町名・字名の取扱いについ

てを議題とさせていただきます。

本件の方向性につきましては、1点目といたしまして、町・字の区域を変更するかしないかでございます。

それから2点目が、町・字の名称を変更するか、しないか。そして変更する場合に、その形態についてということでございます。

この件につきましても、各市・町で協議がなされているとお伺いしておりますので、それぞれ市や町ごとにご意見をお伺いしたいと存じます。

それではまず最初に、田主丸町さんからご意見を願います。

委員（長淵 勇君） 田主丸町の長淵でございます。

町名・字名の取扱いにつきましては、田主丸の方向性につきましては、大字の区域は変更せず、表示は久留米市田主丸町と表記し、大字の2文字を取ることによって一致いたしております。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは北野町さんから願います。

委員（榎原政則君） 北野町です。

町名・字名の取扱いにつきまして、1点目の区域につきましては変更しない。町名は北野町で、その次の字名を廃止する。

以上2点でございます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは城島町さんから願います。

委員（今村 新君） 城島町の今村です。

町名・字名は住民の愛着が深く、地域の歴史や文化に根差したものでございます。このような状況を踏まえ、各種団体等の意向も伺いながら、城島町における町名・字名の取扱いを協議いたしました。その結果を委員を代表いたしまして報告させていただきます。

1つ、町・字の区域については変更しない。

2つ目、名称については旧自治体名を付して、大字は表記はしないということでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

続きまして、三瀨町さんからお願いいたします。

委員（内田 満君） 三瀨町でございます。

先般来、町議会、委員の意見をまとめたところでございます。

町・字の区域は変更しない。

町・字の名称は変更し、久留米市の後に三瀨町を入れ、大字を取り小字をつけるということによって一致をしたところです。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは最後に、久留米市のご意見をお願いいたします。

委員（十中大雅君） 久留米市の十中でございます。

町名・字名の取扱いにつきましては、久留米市といたしましては区域並びに名称の変更は必要ないものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（江藤守國君） はい、どうもありがとうございました。

1市4町それぞれご意見をいただきました。

それを集約いたしますと、まず1点目につきましては町・字の区域を変更するかどうかにつきましては、いずれも変更を行わず、現行の区域のとおりとするというご意見でございます。

2点目の町・字の名称を変更するかどうか、また変更する場合のその形態についてでございますが、名称の変更については、久留米市については現行どおりということで、4町につきましては変更を行い、その変更の形態につきましては、旧自治体名、旧4町名を残し大字を取ることだというご意見だと思います。そういうことでよろしゅうございますか。1市4町さん、そういう集約でよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、長淵委員。

委員（長淵 勇君） 田主丸の長淵です。

先ほどちょっと忘れておりましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

大字の削除はいたしますけれども、集落についての協議がまだいたしておりませんので、

大字の地名であるのか、それとも区の地名であるのか、まだ決定をいたしておりませんので、次回に決定をさせていただきたいと思っております。

議長（江藤守國君） 今のお話ありがとうございました、それでは集約をいたしますと、1点目の町・字の区域を変更するかどうかについての方向性は、変更を行わず、現行の区域のとおりとする。

それから2点目の町名・字名の変更、名称を変更するかどうかにつきましては、久留米市については現行どおりとし、4町については変更を行い、その変更の形態につきましては、自治名である旧町名ですね、4町名を残し大字を取るということで集約できると思っておりますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは事務局と各町と十分協議をいたしまして、町名・字名の取扱いについての文言の整理を行いまして、次回会議に提案をするようお願いしたいと思っておりますが、それよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ありがとうございます。

それでは次に、第15号議案 地方税の取扱いについてを議題といたします。

なお、この件につきましては、前回会議におきまして田主丸町の古賀委員さんより、納期等の関わりから、国民健康保険料、または税の納期についての資料のご要望がございましたので、資料を議案集に添付いたしております。

まず、生活環境部会より、この資料の説明をお願いします。

生活環境部会（別府） 生活環境部会の別府でございます。

9月6日に開かれました第8回協議会の中で、地方税の取扱いの提案を行いました際に、1市4町の税の納期一覧を資料として添付しておりましたけれども、委員さんより、国民健康保険料または税の納期一覧も資料として提出して欲しいというご要望がございましたので、本日その資料を提出させていただいております。

3ページをお願いいたしたいと思っております。

1市4町の国民健康保険料(税)の納期の一覧の現状でございます。

田主丸町さんは3期、それから北野町さんは10期、城島町・三瀨町さんは8期、久留米市が10期というふうな現状になっております。

なお、新市での国民健康保険料(税)の納期につきましては、ただいま保健福祉部会の協議内容になっておりまして、そちらの方で現在調整中の状況でございます。

それから4ページをお願いいたしたいと思います。

この4ページの資料につきましては、要望があった資料ではございませんが、新市の納期方針案と現状の納期を比較しやすいように、表にしたものでございます。

新市の個人市町村民税と固定資産税の納期は4期でございますが、表のとおり納期は重なっておりませんので、実質的には8期ということになるかと思えます。

なお、国民健康保険料(税)の納期につきましては、先ほど申し上げましたように、保健福祉部会の方で調整中でございますので、この資料には掲載をしておりません。よろしくをお願いいたします。

議長(江藤守國君) 事務局から説明がございましたが、今追加資料として説明ありました件について何かご質問がございましたらお願いいたします。

生活環境部会(別府) すみません。先ほどの田主丸町さんの国民健康保険税の納期を3期と申し上げましたが、4期の間違いでございますので、ご訂正をお願いしたいと思います。

議長(江藤守國君) 古賀委員さん、よろしゅうございましょうか。

委員(古賀正邦君) 田主丸の古賀でございます。

理解はできましたけれども、私が前回質問なりをした趣旨はですね、それではその健康保険料なり保険税はどこで徴収されるのかと。場合によっては重複した、1月にですね、3つの保険税とか4つの保険税が課せられるということになってくると、住民の税負担感といいますか、そういったものが非常に重くなってくると。私は、その市町村民税、あるいは固定資産税、そういったものと、その健康保険料、保険税を徴収する月をですね、うまく配置できないかという気持ちがありましたから、こういう資料を出してくれというようなことを申し上げたわけですが、その点についての配慮は何らなされていないと

いうように思うわけですが、そこあたりはどんなでしょうか。

生活環境部会（別府） 確かにただいまおっしゃいましたように、負担の平準化というふうな観点から考えますと、北野町の集合方式も同様でございますけれども、田主丸町の納期につきましても、各税目間を調整されまして、住民の負担軽減に配慮されておる方法だというふうに認められると思います。

同様に、城島町、三潯町、それからもちろん久留米市も同様でございますが、個人住民税と、それから固定資産税の重複を避けまして、かつ国民健康保険税の配慮から、個人住民税等の納期とは重複であっても、国民健康保険税の納付回数を増加させまして、全体として住民負担感への配慮はなされているというような実情と考えております。

そういうふうな点を踏まえまして、1市4町で協議をいたしました結果、4期納期を基本とする納期ということで、今お願いしているような納期でまとめたところでございます。以上でございます。

議長（江藤守國君） よろしゅうございますか。

先ほど話がありましたように、この国民健康保険料(税)については、保健福祉部会で今協議がなされておるということでございますので、そういう点でよろしくできればお願いしたいと。ご意見はご意見としてですね、そういうお話をお伺いした上で、協議をするということのようでございますので、よろしく申し上げます。

どうぞ。

委員（古賀正邦君） まあ取る物を取れば、市は動いていくというようなことではですね、やっぱりいかんのじゃないかなと。それで健康保険税を含めて一緒に提案しても、この固定資産税や市町村民税だけを別個に提案しないで、一緒に提案したらどうかというように私は思うわけですよ。何もこれだけを急いだから、いい町ができるかどうかということとは別問題ですから。

何か縦割り行政がいつまでもこう克服できないような市であっては困るんじゃないかなというように思いますから、そこらあたりは配慮いただけないかということです。

議長（江藤守國君） それはちょっと事務局長の方から答えてください。

事務局（村上） 協議項目につきましては、この合併協議会の中で45項目について整

理をしていただく段階で、項目整理をしていただいたところでございます。その項目整理の中で、地方税の取扱いという形の中で項目整理をいたしましたので、その項目整理に従いまして、現在提案をさせていただいているということです。

国民健康保険につきましては、税の取扱いというよりも、国民健康保険料という形の取扱いの中で、先ほどお話し申し上げましたような形で整理をさせていただいております。一方では、国保料の問題につきましては、その他の国保関係の問題と一緒に協議いただいた方が、この国保という観点から見ますと、全体がご判断しやすいのではないかというふうに考えまして、そういう取扱いをさせていただいたところでございます。

ただ参考といたしまして、納期の件につきましては、先ほどご説明しましたように、それぞれの町の納期の状況を参考資料として添付をさせていただいているという状況でございます。

今私が聞き及びますところによりますと、保健福祉部会の中でも、先ほど委員の方からお話がありましたように、できるだけ納付しやすい環境をつくると、そういった観点の中で現在協議が進められているというふうに聞いているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、どうぞ。

委員（三浦） 田主丸町の三浦でございます。

調整内容の10番目も今の古賀委員が言われたことと関係しますので、ちょっとお考え直していただけないだろうかということでございます。

内容はですね、前納奨励金制度、それと納税組合制度でございます。特に納税組合制度、納税奨励金制度と言いますか、これは法律上いろいろ問題があるということは重々わきまえておりますが、一方ではこれは隣組と言いますか、集落と言いますか、それぞれのかなり大きな財源になっておりまして、こういうのが最初に出ますと非常に影響が大きいと。そういう意味で実施時期を本当にその当年、合併の年がいいのかと、2、3年おいてやった方がいいのかと、そこら辺の判断がまずあるんじゃないかという1つの私の提案でございます。

それともう1つは、この納税組合制度というのは、まさにグループで責任を負うという制度ですけども、これは根っこをずっと探っていきますと、久留米市の場合が自治会制度



で、我々4町は、行政区制度なんですね。私はここに大きな根底の違いがあるんじゃないかと。

と言いますのは、自治会であれば、加入するしないというのがかなり本人の自由裁量で、恐らく加入率も低いのではなかろうかと。ところが行政区と言いますと、これは役場の組織の一環でございますから、割とその行政区長が仮に納税の徴収者になっても問題はないわけなんですね。自治会にはできない。そういう仕組みが根底にある。

例えばですね、ごみの分別処理、これも行政区単位で、田主丸の場合は隣組単位で分別処理作業を無給奉仕でやってるわけなんです。こういうものもやはり、その行政区の組織であれば無給でもできたけども、自治会であればやりにくいんじゃないかなろうかと。そういう仕組みなんで、ここはぜひ自治会と行政区の違いのところも整理しながらメスを入れないと、不整合ができる制度になる恐れがありますので、私は先ほどの古賀委員と同じように、余りあせて今回一緒にやるんじゃないかって、もうちょっと幅広いですね、例えばさっき保険制度とかあるようですから、そういう中でやられたらどうかと。仮にどうしても今日議決するのであれば、実施時期の問題と、そういうのを絡めてやったらどうかと。

特に税金の前納制度というのは、これはささやかな市民の収入なんですね。わずか10%以下だと思いますけども、こういうのを合併早々に取っていいんだらうかと。やっぱり合併してよかったというのを出すためにも、実施時期を少しずらすとか、そういう工夫ができないものか、事務局にお尋ねしたいと思います。以上です。

議長（江藤守國君） はい、それでは事務局からお願いします。

生活環境部会（別府） まず初めに、納税組合の奨励金の問題でございますが、確かに今の納税組合の奨励金というのが現実に自治活動と申しますか、その運営費に使われているというようなご指摘は、税務分科会の中でもございました。

しかし、皆さん既にご存じだと思いますけれども、納税組合奨励金につきましては、本来、納税組合の事務費に限定されますのが制度の趣旨でございます。したがって、納税組合奨励金と自治活動運営費とは基本的には性格を異にするものというふうな位置付けをいたしまして、取扱ってきたところでございます。

今後、新市での自治活動の支援のあり方、これにつきましては今の委員さんがご指摘の

点も含めまして、総務部会の中で協議・検討を行っていくというふうな方向になっております。

それからもう1点、前納報奨金のことでございますけれども、確かにこの前納報奨金というのは、戦後の混乱した社会情勢と、不安定な経済状況のもとで、税収の早期確保と納税意欲の向上、それから納期前に納付された税に対する金利という側面が考慮された制度でございます。昭和25年に創設されたというふうに認識しておりますが、この制度につきましても約半世紀を経過いたしまして、現在まで収納率の向上には大きく寄与してきた制度だというふうな認識はいたしております。

ただ現在では、サラリーマンなどの特別徴収者、給料から税金を徴収されている人たちは適用されてないということですので、前納報奨金というのにはそういうふうな不公平感、それからもう1つは収入が多くて1度に納税ができる力がある人、高額納税者と言いますか、そういう方に有利ではないかというような問題、それからまた行革の一環としてやはり経費節減というような観点によりまして、納税組合制度同様、廃止の流れにあるというような中から、確かに今制度として4町にはまだ前納報奨金制度がございますけれども、この合併を機に、年度末までに廃止と。ただ実際の廃止の時期につきましては、合併直前の2月4日までとするのか、それから合併年度末までにするのか、円滑な廃止に向けまして、生活環境部会の税務分科会の方で早急に煮詰めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（江藤守國君） はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） まず、前納奨励金制度でございますけれども、確か歴史は昭和二十何年とおっしゃったんですけども、そのとおりだと思います。けども、今まさにこれは民間はプリペイドカードだとかですね、そういう前もって払うことで資金の運用もやってくるわけですね。今は金利が安いから借金してもいいわけですけども、民間もどんどんこういう方式をとって少しでも経営をよくしようとしているわけですね。

その率がどうかという問題は、私はあると思うんですよ。その10%なのか、何%かですね。これは東京都もやってるはずですよ。

こういう世の中の流れが、少し前に払えれば、その少しでもささやかな富をと言います

か、喜びを与えるというのは、私はきめ細かい政治のためには必要じゃないかと。

まして、源泉徴収者の話が出たんですけども、源泉徴収の話とは全然違うと思います。源泉徴収というのは天引きなんですよ。天引きというのは、苦痛感が少ないんです。最初から給料がないという感じに思いますから。その感覚が大事なんです。天引きされると、本当に取られたという感じよりか、もう何となくそれが前提になってしまうわけですね。ところが1回金をもらって、それを出すというのは非常に苦痛なんですね。だから源泉徴収という、その法律的な差があるだけじゃなくって、その住民の気持ちを察したような政治をぜひやっていただきたいと。

同じようなことは、さっきのこの納税組合、これも全く一緒なんですよ。確かに、その財政の支援という問題で、地区にお金をやるという問題等はあるんですけども、これもやっぱり制度がいいとは全然思ってません。だけど先ほど言ったのは、セットで出した方が私はいいと。あるいはさっき言いましたように、自治会組織とか区制の関係で整理した方が、より納得しやすいと。税金が最初に出てきたことが私は非常にショックだったんですけども、そういう意味でもうちょっと、特に実施時期、これを遅らすことをご提案申し上げたいと思うんですけども。以上でございます。

議長（江藤守國君） これについて、はい、事務局の方からお願いします。

生活環境部会（別府） 今委員さんがおっしゃっていることは、よく分かります。私どもの方でもいろいろ論議になったところがございますが、ただ今後、新市が30万都市ということになるというようなこともありまして、県下の状況も調べさせていただいたわけでございますけれども、県下の24市では、現在のところ24市すべてで廃止をしてるといふような状況でございます。そういうふうなこともございました。

また、私どもといたしましては、新市建設にあたりましては、当然住民サービスの向上と、それから住民福祉の向上、これに努めることにいたしております。そのためには、やはり財源の確保も必要でございます。ぜひ新市におきましては、納税組合制度、前納報奨金制度も廃止し、その分はとってはどうかと思いますけれども、さらなる住民サービスの向上と住民福祉の向上をしてまいりたいというのが、1市4町で協議をした趣旨でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

(「質問です」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) 今の関連ですか。

今の前納とか納税の関連ですか。

はい、どうぞ。

委員(深町英俊君) 北野町の深町といいます。

今いろいろ出ておりますけど、何かこの前についても、これは報告事項じゃないかと私は言いました。これを見ますとですね、何か久留米市に合わせられるような気がするわけですが、失礼ですが、どこの市町においてもですね、不納欠損額ですね。これがどのくらいあるのか、調査をされて、その案を出してあるんですかね。不納欠損額です。5年間払うて、後は払わんで放たらかしておいてから処分してもらうなら、たまったもんじゃないですよ。誰でも払わんがいいですよ。だから、その久留米が失礼ですけど、どのくらいあるのか、ほかのところもどのくらいあるのかですね、調べて、その不納欠損額がない町に合わせた方が本当に立派な徴収になるわけですから、その点について不納欠損額は調査されたんですか、されてないんですか。

議長(江藤守國君) その調査したかどうかということですが。

生活環境部会(別府) はい、不納欠損額等については一応調査はしておりますが、具体的な資料は持って来ておりません。ただ調査をやっているということは事実でございます。そういうふうなことも考慮した上でお願いしたいということで、ご提案を申し上げているとおりでございます。

議長(江藤守國君) ほかにご意見ございませんですか。

はい、どうぞ。

委員(深町英俊君) それからこの前の会議も同じことですね、何か久留米がつくって電算上それが処理されんからどうのこうのということで、もうほとんどそれで押し切ったような話をされておりますが、私は不納欠損額のない市町の仕方を一応勉強されて、それを採用したらどうかと思っておるわけですね。私は健康保険については、私は10回とってこの前言っておりますように、北野についてはそうっておりますので、この健康保険については前納制度やらはありませんが、ほかの分についてはあるわけですね。そう

いうところを不納欠損額で落としてあるなら、前納奨励金で仮に500万使われても、不納欠損額が1,500万もなれば同じことですのでね。それなら少しでも、やっぱり前納でも税金は集めた方がいいわけですから、私はそのところをうちの北野町については知っております。うちの町長は安易に5年たったからって、不納欠損は落としておりません。ある程度は法的によってしておりますので、その点については北野はかなり多いのはわかっております。しかし、それはまだほかの地区は見てないわけですから、私は分からないわけですね。その点についてもないなら調査されて、次回に出していただきたいと思います。

まだ今、専門部会でも健康保険については決まってないということでございますので、その点を私は要望します。

議長（江藤守國君） はい、要望ということでございますが、今各分科会なり部会で十分、1市4町の専門部署から出られまして、しっかり協議をされてるということで、その協議の結果を踏まえて前回提案をさせていただいて、今回、協議という形で今お願いしております。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。（「今の関連じゃないんですが、今の関連だったら後でいいです」と呼ぶ者あり）

今の関連で、何かございますか。

はい、それでは別な点ではどうぞ。

委員（中島宏輔君） 城島町の中島宏輔と申しますが、前回の第8回の協議会の中で、地方税の概要についてということでご説明をいただきまして、今日は今ちょっと地方税の取扱いについてという協議の中でのお願いになると思いますが、説明の中で事業所税というのが、私も初めて耳にした税の説明があったわけですが、簡単に床面積1,000平米以上の場合にその事業所税が起こってくると。基本的には人口30万人以上の場合にそれが起こってくるということで説明がありましたんですが、これは非常に大切なことじゃないかなと思っております。ぜひ詳しい資料の提出をお願いしまして、私も城島町の商工会の方から出ておりますが、たまたま昨日理事会をした中で、そういう大切なことはぜひ面々にも公開をしてくれということで強く希望がありました。私自身もこれはぜひ詳しい

資料をいただいて、そしてやっぱりこの新しい税金でございますが、いろいろと検討したいと思っておりますが、そういった意味で事業所税の新しい詳しい資料の提出をお願いしたいと思っております。

議長（江藤守國君） はい、それは事務局、次回にいいですか。

生活環境部会（別府） はい、資料についてはこちらの方で用意させていただきたいと思えます。

議長（江藤守國君） ほかにございませんですか。

はい、どうぞ。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

この税金については、我が町では例えば健康保険は税でございます。その件については、ほかの部会で今協議中ということでございますが、払う方の立場からすれば税も料も一緒なんですね。そういうものを含めてとか、先ほどから話題になっております前納の問題とか、納税組合の問題とか、もう少し話し合いをしてもらいたいということです。今日議案として上がっておりますけれども、これはもう今日は協議ということで、もうちょっと勉強してやってもらった方がいいんじゃないかと思っております。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

先ほどから北野町の深町委員からの資料要求、それから城島町の中島委員からの資料要求、それから今松下委員からご発言がございました。

資料要求もございましたので、この議案については次回までに継続ということにさせていただきますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

それでは、そういうことで処理をさせていただきます。

続きまして、第16号議案 情報公開に関する取扱いについてを議題といたします。協議会では、スムーズな協議運営に資するために、それぞれの市や町の制度の違いなどを資料としてコンパクトにまとめて提出をいたしております。

このような中で、前回協議会におきまして、さらに理解を深めるために、久留米市の情

報公開条例、個人情報保護条例の資料提出のご要望がございました。今回議案とともに送付させていただきました。

なお、今後、特に事務事業の一元化に係わる合併協定項目の協議が行われますので、関連する事務事業について、その条例のコピーを配布するということになりますと、膨大な量のコピーが必要となってまいります。したがって、今後、条例などは協議会では配布しないで、委員さんのご要望にはそれぞれの市や町で対応をしていただくということをお願いしたいというふうに思います。

なお、それぞれの市や町には1市4町の条例などが配布されておりまして、この対応については、1市4町の事務レベルにお願いをいたしております。

また今後とも、制度の違いなどを初め、協議がスムーズに行われますような資料作成には事務局も努力するということがございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

それでは情報公開に関する取扱いについて、ご協議をお願いいたします。

いかがでございましょうか。

情報公開、個人情報保護制度については、新市においても合併時から実施することとし、久留米市の例を基本として調整し統一を図る。という第8回で提案してありました第16号議案でございます。

よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、それでは第16号議案 情報公開に関する取扱いについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、協議 新市建設計画についてを議題といたします。

本日は、本論第2章第5節の地区整備の基本方針、前回会議では県と協議中ございました第4章新市における福岡県事業の推進、推計作業中ございました第6章財政計画を協議いただくことにいたします。

前回の会議で再度幹事会で調整し、次回の協議会で報告することになっておりました地区整備の基本方針につきましては、幹事会におきまして正副幹事長に調整が一任され、本

日の議案のとおり調整が整いました。

なお、本日のこの会議の前に開催いたしました正副会長会議におきましても、調整された内容を確認いたしておるところでございます。

それでは地区整備の基本方針、新市における福岡県事業の推進、財政計画につきまして一括して事務局より説明をお願いいたします。

事務局（荒木） 事務局の荒木でございます。

お手元の資料５ページからでございます。

それから本日、ただいま会長の方からご説明がありましたように、配布させていただいております資料をあわせてご説明させていただきます。

協 議

#### 新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成１５年９月２０日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

最初に、本日配布させていただきました第２章第５節 地区整備の基本方針についてご説明申し上げます。

前回におきまして地区整備の基本方針についてご説明申し上げたところでございますが、今回配布させていただきます部分で変更があり、加筆修正させていただいた部分のみをご説明させていただきます。

お聞きいただきまして、北野地区でございます。

下から３行目になりますが、「道路交通網・公共交通網」という部分を新たに加筆させていただいております。

そして一番下に、「副都心的機能を備えた」ということを加えさせていただいております。

城島地区でございます。

上から３行目でございます。「新市西部発展の副都心的機能とその権限に基づき」ということを加えております。



それから「目指します」ということで、その下の行でございますが、加えております。それから一番下から2行目でございます。「基盤整備に取り組みます。さらに、広域幹線道路網の整備や公共交通網へのアクセス向上を図り、快適で魅力的な地区づくりを進めます」を加えております。

三潁地区でございます。

上から1行目でございます。「従来取り組んできた全町公園化事業」というものを加えております。その下でございます。「副都心的機能を備えた」という部分を加えております。また、その下に、「みづまの松など」、さらにはその2行下に「はとむぎ加工品など」ということで、加えさせていただいております。

それから一番最後に注といたしまして、副都心並びに副都心的機能と権限ということとで、点線の括弧で囲んでいる部分を注釈として付け加えさせていただいているところがございます。

続きまして、9ページになります。

第4章の新市における福岡県事業の推進でございます。資料があちこち飛びまして申し訳ございません。

福岡県事業の推進でございますが、これは福岡県と協議が相整いましたので、本日出させていただきますものであるものでございます。

#### 第1節 福岡県における新市の位置付け

まず、「ふくおか新世紀計画」という県土整備構想がございますが、その中に、この地域は『筑後田園都市圏構想及び福岡・筑後活力コリドー(回廊)構想』というものが位置付けられておりますので、そのことを述べさせていただいております。

(1)番目に、そういうことでその内容を書かせていただいておりますが、150万人の魅力ある都市圏形成を目指すということ。また、福岡都市圏との交通軸や情報基盤の強化によりまして、福岡都市圏の活力を筑後地域に呼び込むことにより、新たな地域活力の創出を図る。

また、その下でございますが、これらの構想実現を図るため主要な施策といたしまして、九州新幹線の整備促進、道路交通網の整備促進などの広域交通網整備。多彩な産業集積を

促進するために競争力ある産地の育成や観光の振興。福岡バイオバレー構想の推進などに積極的に取り組むということを記述しているところでございます。

(2) 番目に、福岡県における新市が目指す役割でございますが、最初の2行に、筑後田園都市圏の中核都市である新市が目指す都市は、地域特性である豊かな自然環境と高次の都市機能を生かし、福岡県の多様な魅力の創出と均衡ある発展を進める都市ということと位置付けているところでございます。

そして下の方に、久留米広域合併地域は広域合併の実現により中核市を目指し、魅力ある都市圏づくりのリーダーとして牽引する行政機能の整備を図ると記述しているところでございます。

その福岡県における新市の位置付け、また役割を踏まえまして、新市における福岡県事業といたしまして、大きく2つ挙げております。1つが、主要幹線道路網の整備であり、もう1つが農業生産、農村生活基盤の整備でございます。

主要幹線道路網の整備といたしましては、福岡県としては新市のポテンシャルと筑後地域への波及効果を踏まえて、東西幹線軸の整備、南北幹線軸の整備、環状線の整備を視点に、主要地方道などの整備を進めると整理し、それぞれ東西幹線軸の整備、南北幹線軸の整備、環状線の整備ということで、具体的に記述しているところでございます。

農業生産、農村生活基盤の整備でございますが、下の方にございますが、ほ場整備や用排水路、農道整備などの生産基盤の整備を意欲的に進める。また、農村生活環境の整備を進め、活力ある農村づくりと営農意欲の高揚を図るというふうに記述しているところでございます。

続きまして、本日配布させていただきました資料、第6章財政計画の説明に移らせていただきます。

財政計画、最初に基本方針といたしまして、歳入歳出の各項目ごとに過去の実績を踏まえる。また2つ目に、経済情勢及び地方を取り巻く厳しい財政環境を勘案する。3つ目に、合併後も健全な財政運営を堅持していく。さらには、歳入歳出両面において過大な見積りを廃し、中核市として自立する都市財政経営を目指すということで、基本方針に掲げさせていただきます。

基本的事項といたしまして3つ、計画期間といたしましては新市建設計画に合わせまして10年、スタイルといたしましては、普通会計ベースで作成、それから年度ごとに歳入歳出別に整理させていただいております。

作成手法といたしましては、歳入歳出の各項目ごとに、過去の決算数値などから推計基準を設定し、その基準に基づきまして1市4町それぞれ当該10年間の財政計画を作成し、その合算したものに合併後の要因を見込み、新市における財政計画を作成したものでございます。

また、平成20年度に中核市へ移行すると仮定いたしまして作成したものでございます。計画の概要でございます。

歳入面でございますが、国・県の財政支援措置、そういうものを最大限に活用するというを前提に推計し、市税につきましては経済成長を見込まずに推計し、地方交付税につきましては、いろんな状況がございますので、合併に伴う支援措置分を除き、総額が抑制される見込みとして推計したものでございます。

また、歳出面でございますが、合併による削減効果を見込むとともに、一定の行政サービス水準の向上、住民負担の軽減などを勘案し、推計したものでございます。

人件費、普通建設事業について、それぞれ整理しているところでございます。また、合併後に中核市に移行した場合にどういうことになるかということ踏まえて、推計したものでございます。

それから10年間だけを対象とした財政計画でございますが、なお書きといたしまして、その後におきましても行財政改革の推進、さらには新たな視点での経営手法の導入などにより、より一層の健全財政運営に努める必要があるということ、押さえさせていただいているところでございます。

個別推計基準でございますが、歳入につきましては、地方税以下19項目にわたりまして、それぞれ個別の推計基準を設定しているところでございます。

なお、歳入の下の方でございますが、合併後の算定の特例期間及び中核市移行による試算額の推移をグラフによってわかりやすく整理させていただいているところでございます。それから歳出でございますが、人件費以降10項目につきましては、それぞれ推計基準の設

定をさせていただいているところでございます。

それを踏まえまして、最終的に再生計画といたしまして、歳入歳出ごとに平成17年度から平成26年度の10年間にわたりまして、それぞれの年度ごとの歳入合計、歳出合計を整理して、一覧表としていただいております。

以上、簡単でございますが、本日の新市建設計画に関する協議の説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） ただいま事務局から説明がございましたが、これからこの中で若干補足いたしますと、本論第2章第5節の地区整備の基本方針についてでございますが、この中にありますように、前回いろいろとご意見が出ておりました副都心の関連の表現についてでございます。これにつきましては本日の正副会長会議、首長会議におきまして共通の認識と言いますか、確認をいたしております。それは、4町対等な地区整備を基本スタンスとしての表現であると、こういう認識を共有いたしまして、確認、合意をいたしたところでございます。この1市4町の首長が合意いたしました上での案文として本日提示させていただいておりますので、このことを踏まえていただいて協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

何かご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（別府好幸君） 田主丸町の別府でございます。

本日は合併の方式について合意いただきまして、その報告の中に、それぞれの市・町が対等の立場でお互いを尊重し合いながら協議し、新市が一体となった発展を目指す視点に立った合併を実現することであると、もう本当に、このことが最後まで大前提になると思いますし、新市ができるにあたりまして、ずっと将来にわたってこの報告というのは生かされていくものと思っております。

ただ、今会長の説明によりますと、先ほど協議、首長会議の中で、お互いの町を尊重し合い、そして認め合う中で、こういう合意がなされたというご報告がっております。まさに私は、もうそれで結構かとは思っております。

今言いましたように、私の思いはもうこの合併の報告にありましたとおりの気持ちと全

く一緒でございます。ただ、田主丸町の場合は、任協時代から副都心という位置付けで、そして尊重され、認められて現在の流れに至った。また、住民の方にもそのよう形で説明し、ご理解していただき、久留米市、そして北野町、城島町、三潴町さんと一緒になりましょうということで、今1つになって合併に向けて計画検討、そして協議をしていただきながら、一步一步進めさせていただいております。

前回の会議でも北野地区のコスモスのすばらしさとか、よその委員さんから述べられたり、それぞれの城島町、三潴町の特徴を述べられて、尊重されて、それぞれに個性のある町、そして久留米市が一緒になって本当に30万人都市のすばらしいまちができるんだなあと思っておりました。

ですから、田主丸町もただ今まで任協からスタートし、浮羽3町の合併と久留米市の方の広域合併とどちらと一緒にしろか、最終的には浮羽郡3町の合併の方を抜けて久留米広域の方に来たと。そのときもやっぱりこの表現のまんま、ほとんど変わらず、田主丸は説明も、また理解も求めてきたわけです。

皆様方の今回の変更された理由もお聞きしました。それもわかります。ただ私が言いたいのは、本当それぞれの特性があり、特徴があるのに、何かこの言葉を副都心という言葉とか副都心的機能と、何か余り一緒になっていいのかなあと、表現的に同じものになるんじゃないかなあと。表現だけで私たちは文言で横並びになって対等になるんじゃないと思っております。だから、余りにも同じような感じでなってしまうと、逆に住民の方々に対等対等の主張する部分で誤解を生ずる部分があるんじゃないかなあと、僕は素直な思いです。変な思いじゃなく素直な思いから、そのような気持ちを感じましたものですから、私といたしましては、お互い何か特徴が出せるような表現になってくれたらいいなあという思いから発言させていただいております。

ただ、住民の方もご理解していただければわかりますけど、あくまでも住民のための合併であれば、ちょっと違うのかなあという気がしております。

議長（江藤守國君） 先ほど申し上げましたように、1市4町の首長では合意に達した後の提案と、それからその前段で前回は幹事会、1市4町の助役さん方の会議でしっかり練っていただくと、前回のご議論を踏まえてですね。その上で4町からそれぞれ協議の上

で案文を出していただいて、それを全体的に調整した上で出していただいておりますから、3町さんですね、田主丸さん以外の3町さんについても十分内部的に協議をされた上で出されておりますので、今日そういうことで提案させていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ、田中委員。

委員（田中和義君） ちょっとまずその前にですね、確認をしたいことが幾つか。

別府さんもおっしゃったように、みんなが同じ気持ちで一緒になろうと、るる言われてますし、それから今言われた中で、私どものところは法定協議会に入る前に任意協議会のおかげからそれをオーソライズされて、しかも皆さんがそれを認めてこっちに来ておられるというようなことはこの間、三浦さんもおっしゃってました。

そして今日は江藤市長の方からは、もう首長で決まったから物言うなよというような感じでございますので、それを言われると私ら物が言えないんですが、私はここに出て来てるのはですね、北野町1万7,000人を背負って来ると私は思っておるんですよ。私は区長会の代表で来てますのでね。したがって、何度も確認をさせていただきますが、これは久留米市と言えども、ほかの3町と言えども、最初から導入のところで差はないですね。みんな一緒に行きましょうということですね。何度も確認をさせていただきます。

議長（江藤守國君） 先ほど文書で報告したとおりでございます。

委員（田中和義君） ですね。

しからば次に入らせていただきますが、多少声を荒げて申し訳ありませんが、私の認識と、ここでおっしゃる皆さんの言葉にちょっと落差があんまりひどいものですからね、これは前回からも私が引きずってるんです。それで一生懸命私は自分の理性で押さえてきましたけども、今言うておられますことは、既得権を振りかざすというような言い方なんです。おまえら何言うんだというような感じが受けて取れるんです。特に別府さん、おたくがおっしゃったことは、三浦さんのおっしゃったことと同じなんです。浮羽3町をそでにして久留米に来たとおっしゃるんですが、あなた方も何か必要性があったり、メリットがあったりして久留米に向いておられるんでしょう。私は1万7,000人の上に乗っているいろいろな発言をしておりますけど、私どももそういうつもりで来てます。小郡さんから、

あれほどいろんな手練手管、もろもろの妨害も含めてあって、私の家はガラスまで割られるようなことがあって、そして久留米さんに熱を上げておるんです。理由はいろいろあります。個人的な理由、その他の理由、いろいろあります。中学5年間は、私も中学明善校に行きましたから、そういう地域的なあれもあるし、久留米の地籍はですね、3分の1以上は旧三井郡ですよ。

住民投票の結果も、私たちが民間で、私は皆さんが立ち上げられる前に、私は考える会というのを立ち上げました。そのとき我々がN T Tにやった調査では、7割近いものが久留米でしたから、後町でおやりになったのが60%近くですから、そういうものの上に立って久留米を志向しておるんですけどね。

あなた方が浮羽3町をそでにしてこっちに来たと恩着せがましく言われるが、ちょっと言葉ははしたないですけどもね、それは三浦さんもおっしゃったし、あなたもおっしゃったし、そして我々が勉強会を開くたびにですよ、うちの町の職員が、田主丸さんからこう言われたというのがね、すべて「格が違う」です。（「違う」と呼ぶ者あり）いや、違うことない。それでね、格というのはどういうことかって、それこそはしたない、えげつない言葉で言えば、売られたけんかですよ。何で、私らの町は田主丸より格が違うのか。

福岡県が出したデータがここにある。北野町と田主丸町と、そのデータの中ではいろいろあります。面積だの人口だの有権者数だの何だの、1次産業がどうだ、2次産業がどうだ、ありますけどもね、端的に言うと、北野が農業が多くて、おたくのところは同じ農業でも植木屋さんが多いというのがあるでしょう。それが格が違うというのはどういうことか、後でじっくり説明をいただきますが。（「議長、格が違うということは発言しておりませんでしたので、調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

ちょっと黙って聞かんですか。

議長（江藤守國君） はい、法定協議会ではそういう表現はございませんでしたので、田中さん、その点よろしくをお願いします。

委員（田中和義君） 三浦さんもね、ここが終わって出た途端に、格が違うよと私におっしゃった。町の職員連中も、ワーキンググループのところでそれを言う。ああこれはね、完全に、そういうのがね首尾一貫して、それは言うならば差別用語だし、何をもって

(「協議会の中で協議したことを議論してください」「協議会以外の部分のものは持ち込まないでください」と呼ぶ者あり)

あんたが協議会以外のことで言ってるんじゃないですか。

議長(江藤守國君) ちょっと議長の指示を得て発言をお願いします。

田中さん、簡潔をお願いします。

委員(田中和義君) いや、簡潔って、もう任意協議会からただ言うからですね、任意協議会に戻ると、そういうことになるんですよ。

それでは事務局にちょっとお伺いしますが、私はこの間お伺いしたことについて、ちょっと非常に工夫した表現をここに出してはいただいております。この頃三浦委員から、私どもは副都心で権限でという言葉が出ましてですね、それに私は非常に何が副都心で何が権限だという思いをして、今日まで温めてきたんですが、これについてちょっと、事務局のどなたでもいいです。どなたでもいいですから、ちょっとお答えいただけますか。

議長(江藤守國君) はい、では事務局長、お願いします。

事務局(村上) 先ほどご説明申し上げましたように、今日の資料の中に副都心、副都心機能と権限という形の中で、再整理をさせていただいております。その内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたので省かせていただきますけども、前回のこの副都心の協議を踏まえまして、1市4町で協議をいたしまして、こういう形の中での整理をいたしている、合意をいたしていると、そういった内容でございます。

議長(江藤守國君) はい、田中委員。

委員(田中和義君) 協議のね、やり方にも多少僕は、本日この場のことについて限って言えばですね、やや問題があったかなと思うんですよ。協議会があるのに、この会議を飛び越えて、頭で決めたら私らは何にも言えない、そういう状況をつくってここへ持ち込まれますと、私らは何にも言わんで帰ってもいいようなものですよ。それはちょっと手法がやや乱暴じゃないかと私は思ってます。決めたからその中で、と言われると、私は何にも言えない。それはちょっと乱暴じゃないですか。

議長(江藤守國君) その件は私の方からちょっとお話しをします。

前回、提案させていただいた文案については、いろんな議論が出ました。副都心に関連



してですね。それで、幹事会で再協議をしていただきますと、その上で、再提案させていただきますという整理を私は前回したと思います。その手順に沿ってですね、幹事会でそれぞれ1市4町の、特に4町の助役さんが内部で町長さん方と協議された上で案文を出されて、幹事会で合意を得たので、首長会議で確認の上、出させていただきますと、私は経緯を言ってるわけですから、もう一言も言えないよということじゃないわけですよ。だから、そういう経緯の中で今日提案させていただいていますというお話をさせていただきました。

それからもう1点、よろございますか。

田主丸町の方からいろいろご意見もあっておりましたけれども、今日もあっていますが、私が公式に理解しておりますのは、前回、田主丸町長さんも発言されました。その中で、これは田主丸としてはこういう観点から、こういう構想で副都心構想ということを考えていると。特に産業、企業誘致とか、あるいは産業の振興を中心にやろうと、そういう考えであると。だからこれは、この副都心というのは田主丸の独自の副都心、あり方と。ただ、これは田主丸だけではなくて結構ですよ。ほかの3町でもそういう構想があれば、それは結構じゃないですかという発言をされていますから、私はそれは助役会でも確認をされていると思います。ですから、そういう観点でですね、そういう中で、4町対等の地区整備をするということで、この案文が出されているというご理解をぜひお願いしたいというふうに思います。

はい、田中委員。

委員（田中和義君） 今おっしゃることは、分からんでもないんですけどね。それならば、ここに文言でですね、私も公務員時代、逃げの作文をしたこともあります。方針事項でたった3文字をかえるのに1週間かかったこともあるんですが、そういう大事なことがですね、文言に盛られて、それが問題になるとすれば、まさにこの副都心というやつと副都心的というのは、それに当たるんですよ。その辺は、副都心というふうにきっちり切ったのと、副都心的というのとは、どういう違いがあるんですか、ちょっとご説明いただけますか。

議長（江藤守國君） はい、それについては注のところで説明していると思いますが、

改めて説明をお願いします。

はい、事務局長。

事務局（村上） 基本的には、私は副都心と副都心的ということの中で大きな差はないというふうに考えております。そういうことを含めまして、この注の中で、その内容についてはこういう内容ですという形で整理をさせていただいているところでございます。これはこの注につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、1市4町で整理をした内容でございますので、1市4町がそういうふうな共通の理解だというふうに私は認識をいたしております。

議長（江藤守國君） はい、田中委員。

委員（田中和義君） 部長さんからそういうお言葉が出るうとは、私は夢想だにできませんでした。

米倉さんもおられますが、官公庁でつくる文書はそうでないでしょう。

的という用語が入ったの、用語の解とか、その何とかがこれにありませんがね。その立法の精神だとかなんとかするときには、いろんなものが前書きがありますよね、これはこうですよ、これはこうですよという用語の解が出てます。しかし、この副都心と副都心的というのが同じものだとは。ニアイコールであってもイコールではない。しかもその後にくる権限と機能でというのが田主丸だけにあって、我々のところは3町にはそれはどこにもないんですよ。だから、物事を必要性と可能性の折衷でいろいろするんでしょうが、こんな大事なファクターがね、抜けておると入っておるとで、その言葉が一緒だと言われると私は非常に困る。

議長（江藤守國君） 田中さん、これについては、この注のところに書いておりますようにですね、具現化のためには地域審議会、旧4町で地域審議会を編成するわけですね。その中で具体的に、あり方について協議していただくと、肉づけをしていくということでございますから、その表現の違いだけで内容が違うということじゃないだろうと私は思っているんですよ。

それで城島さんの中にも権限という表現もございますし、先ほどから申し上げますように、4町それぞれから案文を出していただいて幹事会で協議していただいた結果です

から、何も田主丸さんが、ほかの3町はこうなさいと指示されたわけじゃないということでございますので、その点よろしくご理解をお願いしたいというふうに思います。

ここでちょっともう1時間半たっておりますし、暫時休憩をさせていただいて、この問題について1市4町の首長で協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今日は田主丸町長さんがご欠席ですので、別府助役さんに入っていて、4階にお集まりいただきたいと思います。

今から暫時休憩させていただきます。

(午後2時28分 休憩)

---

(午後2時44分 再開)

議長(江藤守國君) それでは会議を再開いたします。

ただいま正副会長、それから田主丸につきましては別府助役さんに集まっていたきまして対応を協議いたしました。その結果、今後パブリックコメントの実施スケジュールも迫っておりますので、地区像の記述に関しましてだけ正副会長に再度ご一任をいただきまして、ただいままでの委員の皆さんからのご意見を踏まえまして再整理いたしまして、各市・町の委員の皆さんにご報告をさせていただきたいということで、ご一任をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは地区像の記述については、そのように取り計らわせていただきます。

それでは地区像の記述以外の第4章及び第6章につきましては、原案のとおりでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(江藤守國君) ありがとうございます。(「ちょっといいですか。質問がござい  
ます」と呼ぶ者あり)

はい、三浦委員。

委員（三浦俊明君） 田主丸の三浦でございます。

2点ございまして、わかりやすいところからいきますと、先ほど財政計画の最後のページに、人件費の推移が出ているわけでございます。歳出の方の一番上。平成17年が197億7,400万から平成26年が195億8,300万、要するに全然合併して人件費が落ちていないということが非常に気になります。これはよその市町村合併がどうなのかということよりも、私はまず定員というものと実配置人員と、その差の余剰人員というくらいに分けてこれは整理しないと、非常に危険な数字になる可能性があると思います。

具体的に申し上げますと、平成17年の197億という数字から全然減らないということは、実は浮羽郡の例を申し上げますとまたおしかりを受けるかも分かりませんが、浮羽郡の3町合併では人件費が35億3千万でございます。これが平成26年まででは40億減るわけでございます。つまり、年平均にしますと11~12%落ちるわけでございます。これは初年度から11~12%落ちるんで、それを斜めに減らしていきますと、最終年度は8億円くらい落ちます。三角形の10年と、縦が面積が40億ですから。それは8億というのは、単年度の35億3千万から見ますと22~23%、人を減らすという計画をやったわけでございます。これはどういう発想かといいますと、まずその各町が合併をしなくて10年後はどのくらい人を減らさないか町財政がやっていけないかという逆算をして、その上に合併効果をプラスすると、そういう計算をしたわけでございますけども、私はこの数字を見てちょっと意外な感がいたしましたので、意見としてまず申し上げたいと思います。それから第2点はですね、今日いろいろ説明があった中で、実は任協時代に基本構想というのがあったわけでございますが、この基本構想から今回は建設計画でございますから、より具体的になるというのを我々は期待しているわけです。そうならなければおかしいと、構想と計画は違いますので。それがどうも基本構想より今回の建設計画の方がより抽象的、漠然とした表現になっている。例えばですね、田主丸の例で申し上げますと、基本構想では観光なんかについても、その耳納山麓の果樹園と三井郡の北野のコスモス街道を結んだ観光ルートをつくるかですね、あるいは福祉バスを走らせる、スクールバスを走らせると、それから筑後川の左岸については道路を整備する。210号線については歩道をつくるか、そういう表現が具体的に構想に載ってるわけでございますけど

も、今回は非常に漠然としてると。

質問はですね、これは別途出されるのか、あるいはもうそれは基本構想のやつはもうご破算よと言われるのかですね、あるいはその思想は生かしてと言われるのか、そこら辺をちょっとご説明お願いしたいと思います。以上2点です。

議長（江藤守國君） それでは2点について事務局から説明をお願いします。

財政調整会議（中園） 財政調整会議の方で10カ年の財政推計計画を立てた中園と申します。今、三浦委員のお尋ねの第1点についてでございます。人件費の効果が出てないんじゃないかということでございます。

具体的に職員数等を申し上げますと、我々のシミュレーションの中では、合併スタート時、17年度、これは現在今のところ1,990名を見込んでおります。これが合併10年経過後の平成26年度、これが1,780名ということになりまして、この差210名の減となるわけでございますが、この中には合併しなかった場合でも各市町、行政改革を実施されるということで105名の減を見込んでおりまして、この210名からこの105名を引いた、たまたま同じ数字でございますが、105名が合併効果ということでございます。

なお一方、平成20年度に中核市の移行ということでご説明があったかと思いますが、3年後、合併後3年後に中核市に移行することに伴いまして保健所の設置運営、こういったものにかかわる分としまして70名の職員を見込んでおるところでございます。仮定のこれは数字でございますが、こういったことから、そういった人件費が思ったよりも減っていないということがございます。

もう1つあえて言いますと、いわゆる団塊の世代ということで、平成18年度から22年度に職員の退職がピークを迎えることから、この要員の削減効果がこれによっても縮小されるというところがございます。以上でございます。

事務局（荒木） 三浦委員からご質問がございました第2点目でございますが、任協時代にいろいろ具体的に書かせていただいた部分、「新市まちづくり構想」ということで具体的な事例として、こういうことが考えられるのではないだろうかということで出させていただいた部分がありました。そういうものにつきましては新市建設計画、当然ながら

そういう思想を継承するということはきちんと明確にさせていただいておりますし、具体的に新市建設計画の実施計画、そういうものを具体化していく中で、その中で具現化させていただくということになるかと思っております。

(「議長いいですか」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) はい、三浦委員。

委員(三浦俊明君) 確認しますと、計画の具体性については、要するに基本構想の内容は生かしながらも、表面に出さないけども、実行面でやっていくということで理解したいと思います。

それから先ほどの人件費ですけども、やっぱりこれ何と言っても少ないと思うんですね。定年者がかなりおられると思うんですけども、ちょっと聞きますと、定年者の7割は採用するとかって聞いたんですけども、やはり極限をやっぱり考えていただくと、この具体的な中ですね、そこを要望としておきたいと思います。

いずれにしてもこれではちょっと合併効果は、先ほど前納のお金をけちりたいというような発想があれば、こちらをやった方が絶対効果はいいと思いますので、そこら辺も含めてご検討お願いしたいと思います。以上です。

議長(江藤守國君) 先ほどの財政計画の中にも、今後一層行財政改革推進と、あるいは新たな視点での経営手法の導入というようなことも明記をいたしておりますので、そういう点でさらに努力をしていくということでいく必要があるというふうに考えております。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) それでは地区像の記述につきまして、地区像の記述以外の第4章、第6章は原案のとおりでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(江藤守國君) ありがとうございます。

それでは地区像の記述に関しましては正副会長一任とさせていただき、その他の第4章新市における福岡県事業の推進、第6章財政計画については、原案のとおり承認いたします。

なお、ただいまご承認いただきましたので、早急に地区像の記述を調整の上、前回御承認いただきましたとおり、新市建設計画の原案をもちまして住民意見の募集を行いますと同時に、福岡県との事前協議に入りたいと考えます。

次に、第17号議案 地域審議会の取扱いについて、第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて、第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについての3つの議案が提案されます。

本日は、提案説明及び質疑までといたしております。協議につきましては、次回第10回協議会において行うこととさせていただきます。

まず、第17号議案 地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

地域審議会の取扱いにつきましては、第7回会議におきまして4町に設置し、久留米市には設置しないという方向性が確認されました。

組織及び運営につきましては、各市・町からのご意見も十分お伺いし、文言及び組織運営の整理ができましたので提案するものでございます。

なお、地域審議会の設置には議会の議決が必要となります。地域審議会の設置に関する協議につきましては、この際の各市・町の議会への提案内容となるということでもございます。

それでは、この議案について説明を受けたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局（荒木） それでは説明させていただきます。

お手元資料11ページでございます。

第17号議案

#### 地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

12ページをお願いいたします。

協定項目番号 10番

協定項目名 地域審議会の取扱い

調整内容でございますが、これはただいま議長の方からご説明がございましたように、第7回協議会におきまして基本的な方向が決定されておりましたので、その基本的な方向に基づきまして調整したものでございます。

合併特例法の第5条の4第1項の規定に基づきまして、合併前の田主丸町、北野町、城島町、三湊町の各区域に、当該区域を対象とする地域審議会を設置いたします。

設置にあたりましては、右の方13ページ・14ページに掲げております「地域審議会の設置に関する協議」、その協議のとおりといたしたいと考えております。

13ページに整理させていただいております。

第1条（設置）でございますが、ただいま申し上げましたように、それぞれ合併前のそれぞれの町に名称を掲げておりますように、〔 市 〕田主丸地域審議会ということで掲げさせていただきたいと思っております。

この〔 市 〕でございますが、注1にありますように、新市の名称決定後、その名称に読み替えるものといたしたいということでございます。

第2条（設置期間）でございます。

地域審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとすると、これは新市建設計画の期間と合わせたものでございます。

第3条（所掌事務）でございます。

第1項の方では、諮問に応じ審議し答申するものといたしまして、5項目掲げさせていただいております。

また、第2項の方におきまして、当該地域の振興に関し必要と認める事項について、新市の長に意見具申するというものを掲げさせていただいております。

第4条（組織）といたしまして、委員15名以内、またそれぞれの所属でございますが、新市の議会議員、公共団体などを代表する者、学識経験者ということでしております。

第5条（任期）でございます。

委員の任期は2年とし、さらには再任は妨げないものとするところでございます。



第6条で、会長及び副会長、役員を定めております。

第7条でございますが、（会議）、会議運営の大綱について定めているところでございます。

第8条（庶務）でございます。

審議会の庶務につきましては、当該地域審議会の設置対象区域に置かれる各〔総合支所〕において処理すると。この括弧で〔総合支所〕としておりますのは、注2に書いておりますように、新市の事務組織及び機構決定後、その名称に読み替えるものとしておるところでございます。

2番目に、総合調整に係る事務でございますが、地域振興の総括に係る事務を所管する部課において処理するとしているところでございます。

なお第9条で、（雑則）を定めさせていただいているところでございます。

以上、地域審議会の設置に関する協議につきましてのご説明、議案の方の説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） はい、事務局の方からの説明がありましたが、何か皆さんからご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） はい、それではただいまの議案につきましては、先ほど申し上げましたように第10回協議会で協議することいたします。

次に、第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについてを議題といたします。

この議案について、都市産業部会から説明をお願いいたします。

都市産業部会（二宮） 農林水産分科会会長の二宮弘文でございます。

農林水産関係事業の取扱いについてご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

第18号議案

農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成15年9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

16ページの方をお願いいたします。

協定項目番号 41

協定項目名 農林水産関係事業の取扱いの調整内容についてご説明をいたします。

農林水産分科会の事務事業の調整項目につきましては、全体で56項目ございまして、1市4町の職員の皆さん初め分科会部会におきまして慎重に検討いただきまして、すべての項目につきまして総括的な調整方針案をご理解、ご承認いただいたところございまして、本日ここに提案させていただいております調整内容の6項目につきましては、特に政策面、または財政面等に配慮すべき点を考慮しまして、提出させていただいています。また、参考資料といたしまして、17ページから20ページにかけまして1市4町の相違点等を整理いたしておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは16ページの(1)の農業振興地域整備計画でございますけれども、この項目は農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、地域の実態に応じた農業振興地域整備計画を作成することにより、必要な農業施策を計画的・集中的に実施することとあわせて、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としているものでございます。各市・町の現状・相違点は、17ページの上段に示してのとおりでありまして、調整方針としましては、当面は各市・町の既存の計画を推進することとし、合併後19年度、県の地域指定に基づきまして、新市の農業振興地域整備計画を作成する方向で承認・整理をさせていただいております。

次に、(2)の米の計画的生産調整についてでございますが、この項目は、米の需給バランスを保ち価格の安定を図ることを目的としまして、国の政策指導により計画的に米の生産を調整し、水田農業経営の安定的発展のための政策でございまして、各市・町の現状・相違点は、17ページの中段に示しているのとおりでありまして、調整方針としましては、合併までに総括協議会を設置しまして、17年度の生産調整計画に支障がない時期までに協議・決定していく内容で、承認・整理をさせていただいているところでございます。

次に、(3)から(5)までの項目につきましては、これは耳納山麓地区、それから筑後川中流域、それから筑後川下流域の農業利水事業であります国営土地改良事業の3事業と、それから県営のほ場整備事業に関する項目でございます。これらの事業は農業用水の安定的確保、また農業生産基盤の整備を図りながら農業生産性の向上、あるいは土地利用型農業の経営の安定等を目的に推進されている事業でございます。

各市・町の現状・相違点につきましては、18ページから19ページに示しているとおりでございます。

これらの事業につきましては、それぞれ国、県、地元、いわゆる市、町、農家による負担の割合がございますけれども、農業農家の厳しい現状に配慮しまして、現在市・町により実施されております農家負担の補助の計上を行う内容で、それから合併後の現状の農家負担の軽減対策を措置していく方向で承認・整理をさせていただいているものでございます。

次に、(6)の土地改良区の運営補助金、組織のあり方、支援等についてでございますが、この項目につきましては、各市・町の現状・相違点は、20ページに示しているとおりでございます。各市・町でそれぞれ取り組まれた経緯がございますので、これらの経緯・相違点を踏まえまして、土地改良区の運営が円滑にいくよう、当分の間、現行のとおりとするが、継続的に協議・検討していく方向で承認・整理をさせていただいているところでございます。

以上、農林水産関係事業の取扱いについての説明を終わらせていただきます。

議長（江藤守國君） はい、ただいま都市産業部会から議案の説明がございました。

皆さんから何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（深町英俊君） 北野町の深町です。

この2条の(2)の中に、17ページの下欄でございます。この生産調整の方針として、対象者、農家の定義、畦畔率について、久留米市の例により統一すると、こう書かれてありますが、これを見ますと、北野町、城島町、三潴町と田主丸町の平地については全部2%になっておるわけですね。しかし、久留米市は面積により24通りあると、平均的

には2%程度と言われても、全然恐らくほかのとは漠然的で何か分からないわけですね。何で久留米市のとおり24通りもされてるのか。そんならどこでも、いろいろ問題が出てくるわけですね。こんな久留米んとはこげんじゃんか、こげんじゃんかとか言われた場合、非常に今度は生産者団体は困るわけですね。これについてはですね、来年度からいろいろ米については問題が出てきております。それについて一応、地域の特色ある水田農業の展開を図るために産地づくりの対策ということで、その生産者同士で話し合わにゃならないわけですね。この点について今度面積が広がって久留米市、将来2008年には行政はタッチしないと。ただ国から、農水省が出てきた数をこれだけ残っとるよ、これだけ余っとるよということでされて、それに対して生産者団体、まあはっきり言うて農協です。これがしなくてはならないわけですね。特色ある水田農業と言われてもですね、これは全部三潴に、城島に、田主丸に、北野に全部同じ品目が当てはまるわけじゃないわけです。この点について私は将来合併されたらですね、これについてどういうふうな形をされるのか。北野町については三井農協です。久留米市は久留米市農協です。田主丸町はにじ農協です。三潴町は三潴町農協ですかね、それと城島は大木町と大城農協か、そういう銘々ばらばらにあるわけですね。そうすると、市町村はタッチしないとなった場合は、銘々ばらばらで特色がないならですね、これは今まで助成については全国統一であったわけです。しかし来年度からは、それが無いわけですね。地域で特色ある水田農業をしなくてはならないということがいろいろあるわけですね。この問題について私は、久留米市は農業は、その軒数はありますけど、久留米市の人たちは、稲がつくれんならば泥を上げて駐車場にすれば、米・麦の価格ぐらいは当然所得がくるわけですね。しかし、当北野町においては、そういうことをされても誰も借りないわけです。

そういうところがありますので、ここについては基盤整備事業やらについては、今久留米市が確か土改連の理事をされてた坂本という方が助役になっておられますので、その点については私も大安心しておるわけですけど、これはやっぱり問題がここで出てきた場合ですね、その農協で話されるのか、どういうふうな形をされるのか、これは2008年ですから、2005年に合併しますなら、あと3年しかないわけですね。

これを見ますと、久留米がいろいろされて、19年やらに地域振興計画やらされるとい

うことになっておりますけど、これについて私はちょっと聞きたいわけですが、その事務局で農業関係でわかる方はおられますか。話し合いがまだ途中ということでもありますので、私ははっきり言って、その1反以上、1000平米以上です。そうすると、一律2%で問題ないわけですね。しかし、それを今後は農業においても米は売れるだけの米をつくって、余った場合は自分でどうか処理しなさいということになってるそうです、来年度からですね。それならば稲を今まで減反と言われても、44%と言っても、44%つくっても米が多いならば余って、またどうかせにゃんわけですね。たまたま今年のように災害があれば、米は足りない。足りないから備蓄米の6年も7年も前のをまぜて売ると。ますます米については消費が減ってくるわけですね。うまくない米を食べさせられるわけですから。今は米を食わんでも、パン、ラーメン、いろいろありますから、昔のように主食ということはないわけです。これについても北野町においては、大豆においては土地利用型育成、詳しいつはわかりませんが、大豆は販売を伴った田んぼ地においては1万円と、生産団地化をすればですね。皆さんの町をしますと、そういう金額は出てきてないわけですね。これについても三井農協の管轄で、小郡・北野・大刀洗で1万円助成をしていただいております。これについても北野町もいろいろ問題があって、生産調整を現在しない方もおられます。しかし、その1万円の大豆をつくったおかげで、1万円もらうおかげで、かなり生産調整はオーバーしてきておるわけです。その点についても私はこの機会ですので、幸いな機会ですから皆さんに分かっていただきたいわけです。実際言うて差額をしますと、三瀬、城島については恐らくそのくらいだろうと思う。田主丸についても浮羽郡のにじ農協の理事に聞いたわけですので、大体の金額は分かっております。久留米市においては1,500円、農協からは500円、2,000円助成されておるそうです。ただ当北野においては大きく損するといいますが、補助金を当てにするわけじゃございませんけどですね、その差があるならば、いい方に合わせていただいても私は結構だと思っております。その点についてちょっと、事務局の方にちょっと説明をお願いします。

議長（江藤守國君） はい、じゃ事務局から答弁をお願いします。

都市産業部会（二宮） この米の問題につきましては、もう先ほどからる説明があったようでございますが、いわゆる米の政策につきましては、昨年度の末に米政策改革大綱

が出されまして、今日までの減反を目標とした生産調整から、生産数量配分による生産調整ということに変わってきておりますし、それから全国一律の転作助成金から、それぞれ各地域の産地づくりの推進交付金ということで、これが16年度から18年度までということで、後この政策につきましては20年度をめどに廃止の方向で国の方で検討されているようにございますが、ただこれにつきましては米の需給バランス、価格の問題等もございますし、現在まではこれは国の政策として進めてきておられます。それとあわせまして、これらの政策が米の生産者の方たちにデメリットにならないように、各市・町でそれぞれ単独の推進費助成をされております。これはこれとして尊重しながらも、既にもう16年度から生産数量配分ということになりますし、現在県の方でも国の基準に基づいた案に基づきまして、交付の内容を検討されていますし、恐らく11月ごろに交付の内容が明示されてくるだろうと思っております。

ただ我々としましては、やはり米農家の方たちに、それぞれ1市4町の方たちが現在まで助成されてきておられますということも勘案しながら、なおかつこうした国の動きも配慮をしながら動向をうかがって、17年度前までに総括的に協議会をつくっていただくということで、それぞれ実務者レベル、あるいはJA、それから農業関係団体、学識者とも含めたところの総括協議会と言っていますけども、具体的にはやはり協議会、幹事会、委員会ということを踏まえて定めていく方がよろしいかということで、整理をさせていただいているところでございます。

議長（江藤守國君） はい、深町委員。

委員（深町英俊君） その説明はよく分かりますが、その時点になったら当面か当分の間ということでされて後は構わないと、現実にそういうことがどんどん起きております。ただ私が言いたいのはですね、5つの農協で特色あるとされた場合は、三潴についてはいろいろ雑穀やらつくってある方があって、非常に評判がいいようです。私はそのことは分かっておりますけど、たまたま三潴町の組合長さん、久留米市の組合長さんがおいでになっておらんから、この2点をちょっと要望する過程について聞いたかったわけですが、おいでになっておりませんので、私は一農業者で言っておるわけですね。

それとうちの場合には、非常に問題点がまだ税法についてもあるわけです。固定資産税

についても、ガラスハウスはその当時の町長さんたちが立派な考えで税金は課税してないと。それについても課税されますならば、北野町においては20万平米ですか、かなりの反別があるわけです。その方たちは全部税金が取られるわけです。だから私は、そのところについてもやっぱり再考をお願いしたいわけです。

減反においても先ほどから言いよるように、うちの職員でも2008年度からは行政はタッチせんよと、そう言っておるわけですね。そんなら全然されなかったら、5つの農協で銘々ばらばらに、特色ある農業をされた場合は、久留米市として統一ができないならば、それは助成対象にはなりませんよと言われる可能性があるわけです。私はその点について、そういうふうになった場合は、やっぱり幸い江藤市長になりまして農政部ができております。まあちょっとその心配は前よりは無いと思いますけど、その点についてですね、私はもうちょっとタッチせんと言わんで、何か方法を考えていただきたいわけですね。

その30万になれば、今農家は北野町には930軒しかございませんけど、しかし一軒一軒は高収益な所得を上げてされておるわけですね、みんな。私はそうすると減反も、たまたまうちの場合は40%ぐらい、田主丸においては確か49%、久留米市については45%とあったそうです。うちの場合についても、ガラスハウス等についても助成対象にはならないけど、生産調整の計画の対象にはなったわけです。ただ、そういう点について非常に私は心配でならないわけですので、その点についてもうちょっと説明していただきたいと思いますが。

議長（江藤守國君） いいですか。

都市産業部会（二宮） 生産調整の方法が18年度から変わって、行政はタッチしないんではなかろうかということでございますけれども、この生産調整計画のメンバーにつきましては、行政とそれから農協とでやっているところとありますし、また行政だけでやっているところがございます。しかし、こういう大きな問題につきましては、これは行政がタッチしないというわけにはできないわけでございますして、久留米も今まで農協と連携を取りながらやっておりますし、現在行政がタッチされていないところも、やはり先ほど言われましたように、5つの農協が絡んでくるわけでございますから、やはり連携を取りながら取り組んでいくことが大切かと思っております。

それから転作率等につきましても、先ほどご説明がありましたように、それぞれ差がございます。こういった差があることも現況確認をしながら、先ほど言いましたように総括委員会の中で、協議会の中で現状の課題と、それから将来的に国の動きを見計りながら、ただ補助金をもらうことだけでなく、やはり地域の農家の方たちが、水田農業の安定のために逆に戦略的に地域農業水田ビジョンをつくり上げて推進していくことが大切というふうに思っております。

議長（江藤守國君） はい、深町委員。

委員（深町英俊君） 先ほどちょっと生産調整の中で大豆に触れましたけどですね、値段においても補助金をいただいて初めて米の分ぐらいの金額になるわけですね。作業においても、炎天下の中でしなくてはならないわけです。それについても大豆については、1俵当たり60キロ4,000円ぐらいでしか売れないわけですね。国から交付金として一応8千2、3百円もらっているわけです。合わせてそれぐらいになりますけど、実そのものは米のように9俵も10俵も取れるわけじゃございません。よく取れて4俵ぐらいしか取れないけですね。値段としては、わずか何万円にしかならないわけです。しかし今現在の場合、補助金として、大豆つくった方についてはとも保証、とも保証は自分たちも出すわけですね、金は、当然。その中で含めまして8万3,000円で初めてそういうところなるわけです。これについては、ただどうもせんでも大豆はできるわけじゃございません。3回薬をふって、3回4回防除しなくてはならないわけです。非常に手間がかかるわけですね。しかし、幾らかなるように、調整水田なら1万円ないくらいですから、まあ幾らかでも大豆をつくってどうかということで皆さんは努力して大豆をつくるようになったわけです。その過程として、北野町は非常に1万円という、その補助金としてはみんなから見れば高いようですが、しかし三井地区の農業ということで非常に努力して、3町話し合わせてつくったわけですので、これについては小郡・大刀洗については今までどおりやるということでございますので、来年からどうなるかは分かりません、補助金の関係が。ちょっと今、地域で話し合って特色ある農業をしなくてはならないわけですので、銘々ばらばらにしたら補助金は一銭もいただかないということになるわけです。それを三瀧地区、城島地区、北野地区と一緒に合わせるとするのは、まず不可能に近いわけです。その点につ



いて私はもうちょっと、大豆の補助金についても、よそは1,500円か2,000円ぐらいということでございますけど、私は北野地区の農業の切望しておる大豆について、面積としては100ヘクタールぐらいでございます。それはうちの場合が410ヘクタールぐらいでございますので、約4分の1は大豆をつくっておるわけです。生産調整もスムーズにいておるわけですね、北野町においては。しかし、大豆を減らされれば、私は生産調整が心配でならないわけですね。その点について私は大豆についても、もうちょっと再考をお願いしたいわけです。補助金の値段について再考をお願いしたいわけです。

議長（江藤守國君） 深町委員、今日はですね、この特に6項目についての取扱いについて提案、議案として提案させていただいておまして、農業の各種施策、政策、これについては全般的に先ほどお話しがありましたように、久留米市農政部も復活いたしましたし、この1市4町が合併いたしますと、九州では都城に次いで第2位の農業粗生産額を誇るような農業市になる。全国でも第5位と、そういうようなまさに農業市でもあるわけです。でございますので、皆さん方のご意見を十分拝聴しながら、農業には政策では特に全力を挙げていくという私は決意を持っております。具体的な個々の政策については、皆さん方のご意見をさらに今後はお伺いしながらやっていくということで、今日は6項目について提案させていただいておりますので、その点についてよろしくお願いしたいと思います。

委員（深町英俊君） 生産調整と関連は、2番の方で関連があるのでですね。

議長（江藤守國君） はい、分かりました。

委員（深町英俊君） そういうことを言われるかもしれませんが、一応関連はあるわけですね。

議長（江藤守國君） はい、そういうご要望ということで、今後調整していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、松下委員。

委員（松下幸嗣君） 田主丸の松下です。

この農業振興地域整備計画ですね、これは前回、都市計画税のときにちょっと私言いま

したけど、場違いということで、ここでまた出てきましたので。これ都市計画とも関連があると思うわけですね。そこで、ここで長くなりますので、きょうはもうちょっと一言だけで終わります。あと事務局のすり合わせの段階で、田主丸としての希望は事務局を通じて意見を述べさせてもらいますので、事務局サイドの話し合いのときに、この点もよく要望を聞いていただきたいということで終わります。どうぞよろしく願いしておきます。

議長（江藤守國君） はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それではただいまの第18号議案につきましては、次回第10回協議会で協議させていただくということといたします。

次に移ります。

第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。

都市産業部会から説明をお願いします。

都市産業部会（川原） はい、都市産業部会、商工分科会長の川原と申します。

商工・観光関係事業の取扱いにつきましてご提案を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

第19号議案

#### 商工・観光関係事業の取扱いについて

商工・観光関係事業の取扱いについて、別紙のとおり承認を求めらる。

平成15年9月20日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

次のページ、22ページをお開きください。

これは議案の別紙でございますが、協定項目番号 42、協定項目名 商工・観光関係事業の取扱いでございます。

商工・観光関連事業につきましては56項目ございまして、分科会及び部会で協議してまいりましたが、すべて合意してきたところであります。

その中で、任意協議会のおときから重要項目として協議をしてきました事項5項目につい

て、この協定項目としているところでございます。

調整内容といたしましては、そこに書いております5項目でございますが、(1)から(4)までは商工業者に対する融資に関するもの。(5)番目は、商工会議所、商工会への補助に関するものでございます。

(1)から(4)までは、中小企業振興を図るため、新市においても久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとするとしております。

ただし、(2)の利子補給につきましては、後段に書かれておりますように、田主丸町、城島町、三潁町の制度で既に利子補給を受けている者については、その利子補給期間終了まで既制度を適用するものとするとしております。

(5)番目の経済団体への補助及び支援につきましては、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため、合併後も現行の各市・町の補助金に基づく助成を当分の間、継続することとするとしております。

資料によって内容をご説明したいと思いますが、23ページでございます。

まず、1番目の制度融資につきましては、久留米市、城島町、三潁町に制度がございます。

久留米市の制度は6つございまして、それぞれの使い道によりましてあわせて借りることができます。

また、利率、それから保証料につきましても、久留米市制度が低率ということになっております。そこで事業者にとりまして有利な久留米市の制度を合併時から全市域に適用することということにしております。

次に2番目の利子補給につきましては、24ページでございます。

最初に、現在実施されている制度を表にまとめておりますけれども、市・町それぞれ異なっております。

したがいまして、久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとしております。次に、保証料補給につきましては、久留米市以外の町では実施されておられません。久留米市の制度では、融資金額350万円以下の方はすべて市が補給をするということになっております。これも合併時から全市域に適用するということとしております。

(4) 番目の損失補償につきましては、保証料を低率に押さえるため、それからまた制度維持のために、保証協会に対しまして保証を行うものでございます。これも合併時から全市域に適用するということしております。

以上が、制度融資関連でございます。

続きまして(5)番目の経済団体への補助及び支援でございます。

再度申し上げますと、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいため、合併後も現行の各市・町の補助基準に基づき助成を当分の間継続するとしております。

表にまとめておりますとおり、各自治体ごとにそれぞれ基準が異なっております。また、それぞれの自治体で行政と商工会との関係の違いと言いましょか、つまり公の仕事のどの分を商工会が分担されているのか、あるいは地域振興事業、まちづくり事業、そういうものへの関与の度合い等、さまざまな違いがございます。そこで、簡単には基準を統一できないという状況でございます。したがいまして、先ほど申し上げましたように、合併後も現行の各市・町の補助基準に基づく助成を当分の間、継続するということとしております。なお、現行の各市・町の補助基準とございますが、この現行のと言いますのは、現在のということではなくて、合併前のという意味でございます。

以上、商工・観光関係事業の説明を終わります。

議長(江藤守國君) はい、ただいま都市産業部会の方から説明がございました。

何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員(寺島廣記君) 三瀨町の寺島でございます。

商工会への補助金のことでご説明がございました。

我々三瀨町におきましては、当分の間、現行どおりとするということございました。

当然、行政の合併に伴い商工会も合併しななければならないと思っておりますが、合併の時期が多少遅れるんではかろうかと思っております。つきましては、合併まで今の補助金制度でということをお願いいたしたいと思えます。10年先まではかかると思いませんので、早くて3年、遅くて5年ぐらいの期間だろうと思えます。

それからもう1つは、ご承知のようにこの久留米市には、会議所と2つの商工会がご  
います。久留米南と東久留米でございますけど、今さっきおっしゃいましたように、補助  
金の額が相当違います。それで久留米の商工会の会長さんはこの席に同席できておりませ  
んの、私の方に代弁してくれとおっしゃっております。それをちょっと伝えさせていた  
だきますが、今の4町並みに補助金を上げていただくようにと。

ちなみに申せばですね、4町が1,000万から1,200万ぐらい、久留米南は会員  
さんが多いのに600万ぐらいだと思います。それに東久留米の方は400万ぐらいだ  
と思いますので、相当な差があるわけですね。だから、いろんな事業もできなくて困って  
おるといってございます。会員サービスができなくなるということでございますので、  
よその商工会、要らぬお世話かもしれませんが、ご配慮をいただきたいと思うわけ  
でございます。会議所さんの手前、いろいろありましようけどですね、そういうことで、よろ  
しく願い申し上げます。

議長（江藤守國君） はい、ご要望としてお伺いしておきます。

ほかにごございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） ご質問、ご意見ないようでございますので、ただいまの議案につ  
きましては次回、第10回協議会で協議をすることとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了いたしました。

その他の項に移ります。

事務局から何かありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

事務局（田中） 事務局の田中でございます。

今後のスケジュールに関しまして1点、お話ししたいと思います。

現在、事務局の方では、協議会の委員さんを対象いたしました久留米広域合併協議会の  
1市4町の管内視察を計画しております。

視察の期日についてでございますけれども、10月から11月にかけて、視察の目的と  
しましては、1市4町の地域の町並みや交通状況、施設などの現状・課題を見聞すること

によりまして、今後の協議等の円滑化に努めていくということでございます。

なお、主な視察先といたしましては、各市や町の合併後の基幹施設となるものなどを各町と協議をいたしましてピックアップをさせていただきたいということで考えているところでございます。

一日の視察ということで考えておりまして、車窓からの案内とか、そういうような形で視察、施設見学につきまして短時間の説明になると思いますけれども、そういうことを今後計画させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、視察日及び視察、そういったふうな施設等につきまして今後の計画が煮詰まり次第、また皆様方にご案内させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（江藤守國君） はい、ただいま事務局から説明がありましたように、委員さん方の管内視察、1市4町での管内視察を計画しておるようでございますので、よろしくご参加のほどをお願い申し上げます。

それではほかに、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（江藤守國君） それでは大変長時間にわたりましたけれども、第9回協議会をこれで終了させていただきます。

皆さん方のご協力、誠にありがとうございます。どうもお世話かけました。ありがとうございました。

（午後3時35分 閉会）

久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程第6条第2項により署名する。

議長 江藤 守國

委員 古賀 正邦

委員 深町 英俊